

## 小牧市告示第30号

小牧市自転車等の放置の防止等に関する条例（平成20年小牧市条例第38号。以下「条例」という。）第9条及び第10条第1項の規定により、放置された自転車等を次のとおり撤去し、保管した。

令和8年3月19日

小牧市長 天 野 正 基

- 1 撤去した場所、撤去した年月日及び撤去した自転車等の特徴  
別紙のとおり
- 2 保管する期間  
撤去した日から令和8年5月19日まで
- 3 保管及び返還を行う場所  
小牧駅自転車等保管庫（小牧市中央一丁目482番地）
- 4 返還を受ける方法  
小牧市役所都市政策部都市整備課において、放置自転車等返還申請書を提出し、及び当該保管自転車等の利用者等であることを証明するものを提示する。
- 5 保管する期間経過後の措置  
条例第10条第3項の規定により廃棄等の処分をする。